

## 「平成 28 年熊本地震」で被災された方々に対する各種特別取扱いについて

このたびの地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）は、このたびの地震で被災された方々を支援するため、下記のとおり特別取扱いを実施いたします。

### 記

#### 1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（金利の減免）について

「平成 28 年熊本地震」で被災されたご契約者の新規の契約者貸付について、契約者貸付利率の減免を以下のとおり、取扱うことといたします。

##### （1）対象契約

災害救助法適用地域に居住し、被災されたご契約者が加入している個人保険・個人年金保険契約

※1「平成 28 年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域。

※2 以下の保険種類を除きます。

- ・ 利率変動積立型終身保険の第 2 保険期間中のご契約
- ・ 変額保険（終身型）および変額保険（有期型）のご契約

##### （2）適用利率、上限額

年 0. 0 %、解約返戻金の一定割合以内

##### （3）上記利率の適用期間

貸付日から平成 28 年 10 月 31 日まで

##### （4）受付期間

平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

#### 2. 入院給付金のお支払について

病院の都合等により直ちに入院できなかった場合や当初の予定期間の入院ができなかった場合、医師による証明をいただくことで、本来必要であった期間を入院されていたとみなして入院給付金をお支払いいたします。

### 3. お問い合わせ窓口

「平成 28 年熊本地震」に係るお問い合わせ先

電話番号：0120-714-532（通話料無料）
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00
土曜日・日曜日 9：00～12：00
13：00～17：00
（但し、祝日、12月31日～1月3日を除く）
（日曜日の受付は、5月中の予定）

### 4. 法人のお客様への融資について

災害救助法適用地域で被災され、既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等のご相談を個別に承ります。

当社の融資担当者へお問い合わせ下さい。

※「平成 28 年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域。

以 上

---

### 既に実施中の特別取扱いについて

#### 1. 災害死亡保険金等の全額お支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり、支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いさせていただきます。

#### 2. 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合は、災害発生時以降の保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月間延長させていただきます。

#### 3. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易な取扱いの実施

ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

#### 4. 本人確認の簡易取扱い

本人確認書類をすべて喪失されている場合、「氏名・生年月日・住所・電話番号の聞き取りによる確認」等にて代替いたします。